

#### 4 確認事項について

##### (1) 会議の招集・成立について

「三田市文化財保護条例施行規則」

(審議会の会議)

第13条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開催することができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合には、会長の決するところによる。

4 会長は、議事に関して必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

##### (2) 会議の公開及び諸般の確認について

「三田市情報公開条例」

(会議の公開)

第30条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議(法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。)を公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合であって、当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

(1) 第7条各号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

##### (3) 審議会の概要

「三田市文化財保護条例」

(審議会)

第15条 教育委員会の附属機関として三田市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、市指定文化財の指定並びにその指定の解除その他文化財の保存及び活用に関する重要な事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

—以下省略—

## 5 会長及び副会長の選任について

「三田市文化財保護条例施行規則」

(審議会の会長及び副会長)

第12条 三田市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

会長

副会長

## 6 令和6年度三田市文化財保護事業計画

- (1) 指定文化財管理 11,855 千円
  - ①防災設備保守管理事業補助
    - ・国指定：御霊神社本殿、高売布神社本殿・狛犬1対、住吉神社本殿
    - ・県指定：小野 天満神社本殿
    - ・市指定：駒宇佐八幡神社本殿・舞殿・長床、乙原 天満神社本殿、大日如来坐像(小野 大日堂)、酒滴神社本殿
  - ②保存修理事業補助
    - ・県指定 観福寺仁王門 茅の葺替、柱取替修理(R5～6)  
大舟寺のカヤ 枯枝・交叉枝切除、根系の活性化、苔除去等(R5～6)
    - ・県登録 三田天満神社本殿 屋根の銅板葺替、部分修理(R6～8)
- (2) 埋蔵文化財発掘調査 408 千円
  - ・個人住宅建設等に伴う調査
- (3) 文化財施設管理運営事業 28,715 千円
  - ・三田ふるさと学習館、旧九鬼家住宅資料館、三輪明神窯史跡園、歴史資料収蔵庫の維持管理、運営、改修
  - ・ソフト（展示・講座・体験学習・アウトリーチ等）業務委託（NPO 法人 三田歴史文化財ネットワークさんだ）
  - ・三輪明神窯史跡園陶芸体験講師、製品等焼成業務委託（有限会社 三田陶磁社）
- (4) プログラム運営 2,027 千円
  - ・文化財資料調査、デジタル化
  - ・デジタルミュージアム構築への補助（NPO 法人 さんだアートガーデン）
- (5) 文化財保護審議会 197 千円
  - ・2回開催
- (6) 一般事務 118 千円
  - ・消耗品、通行料、旅費等

### その他、特記事項

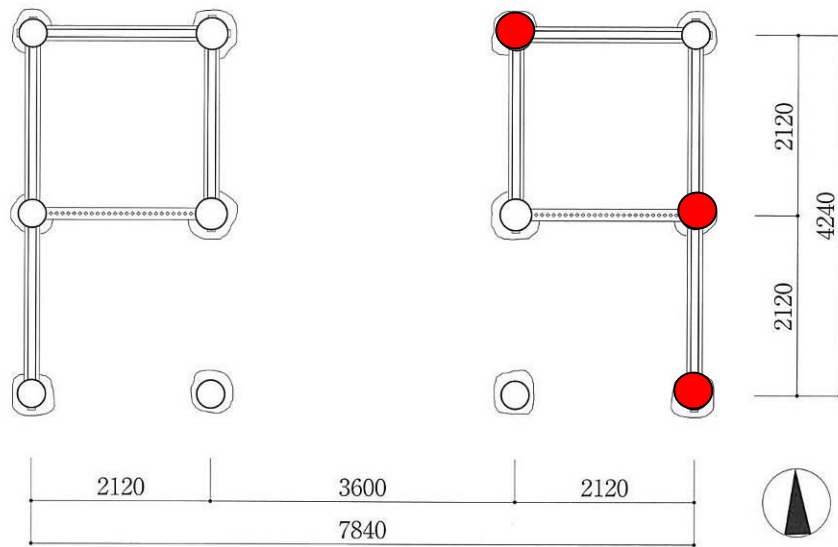
- ① 関係機関との調整
  - ・博物館等への資料の貸出し
  - ・兵庫県史跡整備協議会会長（R5～R6）
  - ・ひょうご陶磁ネットワーク会議への参加（R6～）
- ② 赤松家(東山)の取扱いについての検討
- ③ 「文化財保存活用地域計画」策定への検討（目標 R9 年策定予定）

7 《現地見学》兵庫県指定文化財 観福寺仁王門 保存修理



規 模 正面七・八四〇トモ 側面四・二四〇トモ  
構造形式 三間一戸八脚門 屋根入母屋造茅葺  
年 代 天文十七年（一五四八）、元禄五年（一六九二）の棟札による

川原 観福寺 仁王門 一棟 県指定重要有形文化財  
(巻頭写真)



○虫蝕害・腐朽により取り替え対象の柱 (●)